

令和 8 年 3 月 吉日

お客さま各位

新潟縣信用組合

## 手形・小切手の最終振出期限について

新潟縣信用組合(理事長:赤川 新一)は、政府・産業界・金融界が一丸となって推進している「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、デジタルサービス移行に向けたお客さまへの支援を進めていきますとともに、下記の対応を実施しますので、お知らせいたします。

当組合は今後も、お客さまのお役に立てるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限:令和 8 年 10 月 31 日(土)

- 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は当座預金からのお支払いができなくなります。  
※ご自身の当座預金から現金のお引き出しや振替のために振り出した手形・小切手も含まれます。  
なお、未使用の手形・小切手用紙の買戻しは行いません。

#### 2. 預金小切手(自己宛小切手)の発行終了

受付終了日:令和 8 年 10 月 30 日(金)

- 令和 8 年 10 月 30 日(金)をもって、預金小切手(自己宛小切手)の発行を終了いたします。  
※令和 9 年 3 月 31 日(水)を受付終了日としておりましたが、電子化推進のため繰り上げいたします。

「でんさいサービス」「インターネットバンキング」などのデジタルサービスへの円滑な移行に関するご不安やお悩みはお取引店の窓口もしくは営業係にお気軽にお問い合わせください。

以 上

